

# 飼い主のいない猫の

令和6年度

## 不妊去勢手術費用を補助します

新居浜市では、飼い主のいない猫の望まれない繁殖を防ぎ、良好な生活環境の保持を目的として、不妊去勢手術費用の一部を補助します。



### 補助額

不妊去勢手術費用の半額

(最大：メス 10,000 円 オス 5,000 円)

※先着順とし、予算の範囲内での補助金交付です。

### 補助対象の要件

- ・市内で保護した飼い主のいない猫に施した不妊去勢手術費用
- ・識別のため、耳を一部切除（V字カット）する必要があります。
- ・県内動物病院で手術した場合に限ります。
- ・手術後は自分で飼うか、譲渡又は保護した場所に戻して下さい。

### 申請できる方

- ・市内に在住で、市税等を滞納していない方
- ・営利を目的としない方

### 申請・問い合わせ先

新居浜市役所 市民環境部 環境衛生課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1512 Fax：0897-65-1255

E-mail：hozen@city.niihama.lg.jp

詳しくは  
HPで



詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



## 受付期間

4月1日から翌年の2月末まで（土日・祝祭日を除く）

※当該年度の予算がなくなり次第、受付を終了します。



## 手続きの流れ

### ① 観察・確認

- ・手術する猫を観察し、飼い主のいない猫かどうかを十分確認する。
- ・窓口やホームページから申請書入手し、申請方法を確認する。



### ② 保護・手術

- ・飼い主のいない猫を保護し、動物病院で不妊去勢手術を実施する。
- ・耳カットしたことが分かる写真を撮る。（体全体像）
- ・支払いした領収書を保管する。



### ③ 交付申請

- ・必要書類を添付し、市役所環境衛生課に交付申請書を提出する。  
（添付書類：領収書の写し、耳カットの分かる猫の写真など）
- ※手術後**60日以内**に申請する。



### ④ 請求・受領

- ・交付決定通知が届いたら、請求書を提出する。
- ・受理后、1か月程度で、指定の口座に補助金が振り込まれます。



## 手術可能な市内の動物病院

※動物病院により、営業日・手術実施日は異なります。事前に動物病院にご相談のうえ、手術をご予約ください。（五十音順）

病院名	所在地	電話番号
寺町動物病院	宮原町 9-34	0897-41-1928
にいほま動物病院	若水町 2-1-11	0897-33-2340
マナビペットクリニック	坂井町 1-1-25	0897-32-1212

※ほか、愛媛県内の動物病院で手術可能です。